Ｑ２９７．残業代（割増賃金）の支払名目はどういったものがお勧めですか。

営業社員に対しては残業代（割増賃金）を「営業手当」等の名目で支払われていることが多いようですが，「営業手当」では，実質的に残業代（割増賃金）の支払と評価できるのかどうか争いが生じる可能性があります。したがって，残業代（割増賃金）の支払名目は，「時間外勤務手当」「休日勤務手当」「深夜勤務手当」といった残業代（時間外・休日・深夜割増賃金）の趣旨で支払われる手当であることが一見明白な名目とすることをお勧めします。